

日本バドミントン協会 「本年度実施の主な事業 (競技審判部)」より抜粋

- * 着衣上の広告、文字列等の表示に関する改訂について(大会運営規程第24条)
- * サービス高1.15mの固定に関するルール改訂について(競技規則第9条第1項)
- * 競技規則書(赤本・緑本)発刊とルールの改訂点の周知

着衣上の広告、文字列等の表示に関する 改訂について(大会運営規程第24条)

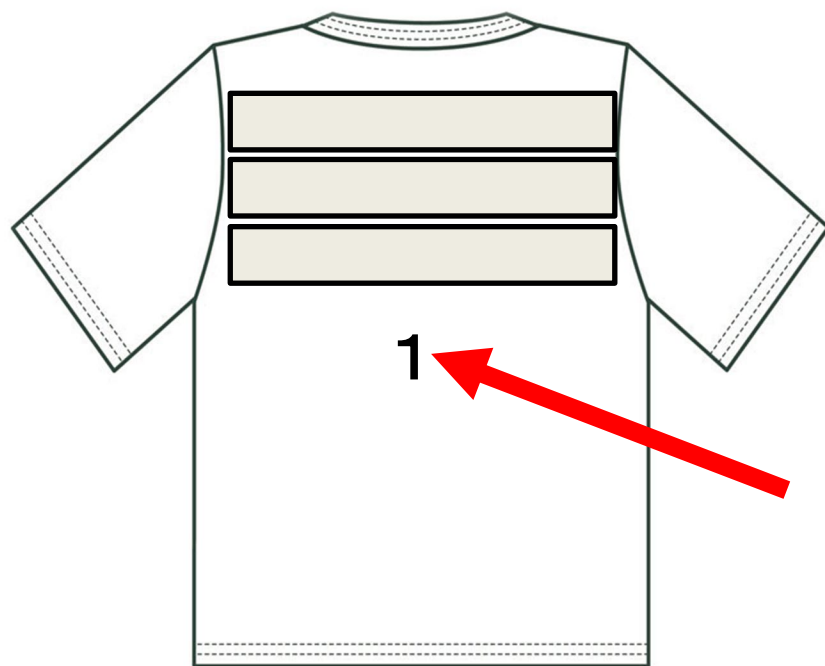
主な改訂点-1

(背面)

プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名、
背番号など

- ・文字、数字の色はすべて**同一色で単色**
- ・文字列には**ロゴを含まない**
- ・文字列は**明瞭な文字で水平表示**
- ・色は上衣の布地の色と**明確に区別できる色**

上衣背面



の3行まで、3行とも単一色の表示を認める。

①文字列は明瞭な文字で表示部分の色と明確に区別できる色とし、各行の大きさは高さ6cm～10cm、横は30cm以内とする。

②各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平に表示する。(異なる項目は同一行に表示不可)

③文字列にロゴを含むことはできない。

背番号は文字列の下中央部に2桁以内で、高さ15cm以内、1桁横7cm以内、明瞭な文字で表示部分の色と明確に区別できる色とする。

着衣上の広告、文字列等の表示に関する 改訂について(大会運営規程第24条)

主な改訂点-2

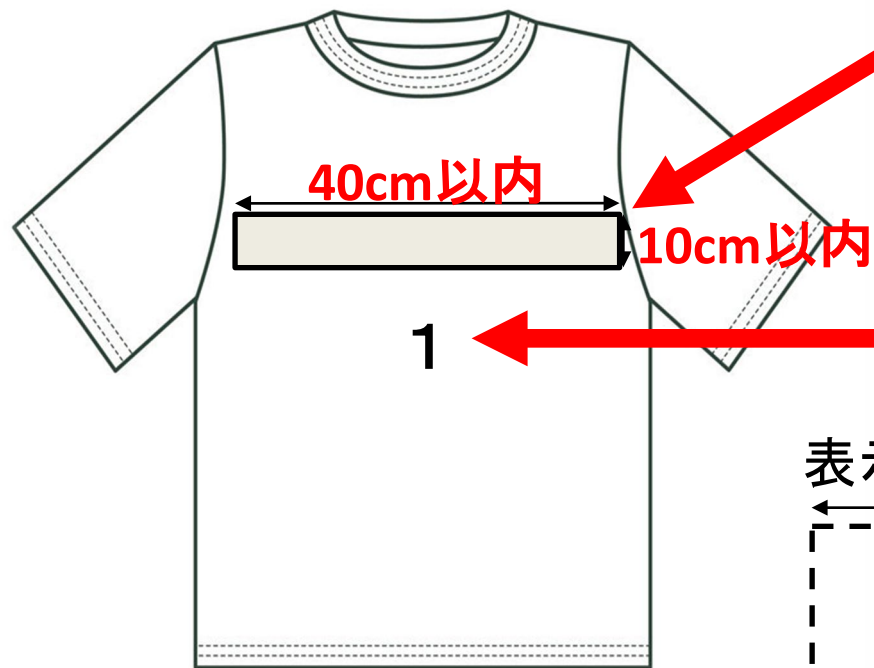
(前面)

プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名、
背番号など

- ・高さ10cm以内、横40cm以内
- ・文字列にはチーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示するが、上記の範囲内で複数行になっても構わないし、スポンサー名、広告に連動したロゴの表示も認める。
- ・文字列に装飾文字を使用してもよい
- ・文字列には複数色を使用してもよい

上衣前面

チーム名・スポンサー名・広告
(複数行・装飾文字・複数色可、関連ロゴ)



前番号は胸下に2桁以内で、
高さ8cm以内、1桁横4cm以内

表示例



着衣上の広告、文字列等の表示に関する 改訂について(大会運営規程第24条)

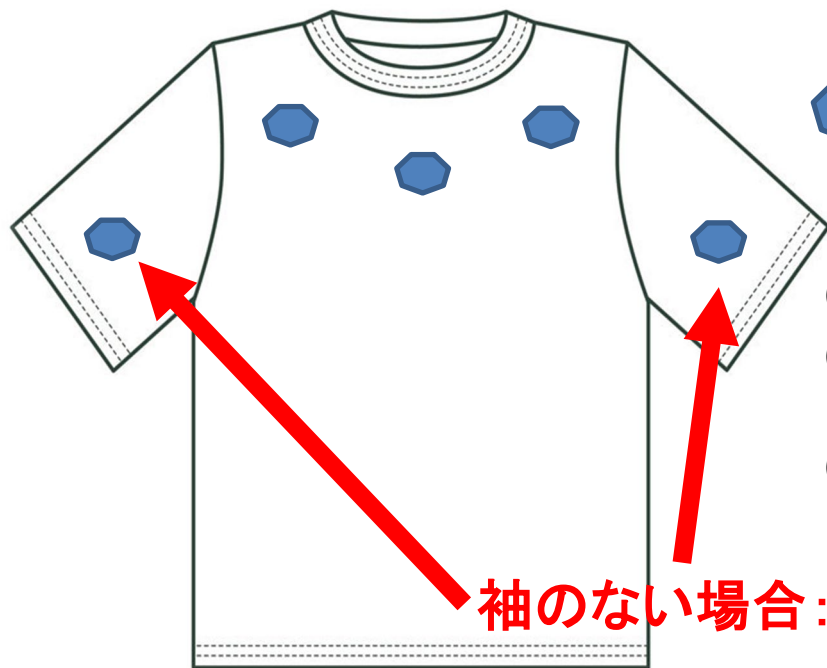
主な改訂点-3

(ロゴの表示)

プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名、
背番号など

- ・ノースリーブの場合、袖の表示エリアは両肩前面とする
- ・アンダーウェア(上衣)、リストバンド、バンダナ、サポーターには、一つまでの20cm²以内のロゴ表示を認める。
(この場合、メーカーロゴもその数に入れる。

ロゴ表示



●の5カ所に3つまでスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示できる。(1カ所につき1つまで)

- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内
- ②3つのうち1つは50cm²以内でも可(メーカーロゴを除く)
- ③メーカーロゴは数(3つ)に入れない

袖のない場合:両肩前面

サービス高1.15mの固定に関するルール改訂について(競技規則第9条第1項)

- 競技規則 第9条 第1項

(6) ~~①サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下になければならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線とする。~~

~~②実験的に判定装置を使用する場合については、~~
サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

~~(7)サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。~~

サービス高1.15測定器 (BWF)-1



サービス高1.15測定器 (BWF)-2



サービス高1.15測定器(BWF)-3



サービス高1.15測定器(BWF)-4



サービス高1.15mの暫定的判定方法

- ・ポストやプレーヤーの着衣にコート面から1.15m高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする

BWFルール改訂に伴う競技規則書の 取り扱いについて

- BWFのルール改訂が行われた2018年5月には、すでに競技規則書(赤本)2018-2019が発刊されていた
- このことから2019年度は赤本の改訂版の発刊は行わず、毎年発刊している公認審判員資格検定会講習会ルール教本2019(緑本)において他の改訂部分も含め掲載し、競技規則書(赤本)の改訂版に代わるものとした

競技審判部

以上で競技審判部からの報告を終わります。
ご清聴ありがとうございました。